

平成24年度（第7回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成24年11月9日（金）

第7回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成24年11月9日(金) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

第35号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他

出席委員

1番 赤埴満夫	3番 岡田嘉治	5番 垣本 保	6番 吉川きり子
7番 小山喜行	8番 坂田莞爾	9番 阪田洋好	10番 地當博巳
11番 芝崎憲年	13番 鈴木利朗	14番 竹田敏明	15番 角 是明
16番 中峰 聖	17番 中村省一	18番 西 謙讓	19番 西 豊
20番 東地寧司	21番 平崎茂樹	22番 吉井孝夫	

欠席者

2番 岩谷吉啓	4番 尾鷲壽夫	12番 杉本正幸
---------	---------	----------

出席した職員

平松・白野

議 長 皆さんこんにちは。まだ来られていない方もございますが、定刻が過ぎましたので始めさせていただきます。ただいまから平成24年度第7回串本町農業委員会定例会を開催いたします。本日欠席届の出ている委員は、4番の尾鷲委員、12番の杉本委員です。本日の議事録の署名委員は、16番の中峰委員、17番の中村委員を指名致します。本日は定例会終了後に学習会を予定しておりますのでよろしく申し上げます。それでは議題に入ります。議案第35号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きまして、現地調査報告をお願いします。

中 村 委 員 17番、中村です。

議 長 17番、中村委員。

中 村 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の趣旨説明並びに現地調査報告についての質疑があれば伺います。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。本案については原案どおり承認する事に異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。次にまいります。議案第36号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きまして、現地調査報告をお願いします。

芝 崎 委 員 1 1 番、芝崎です。

議 長 1 1 番、芝崎委員。

芝 崎 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。ございませんか。

なしの声。

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により、本案は原案どおり承認可決されました。次にまいります。議案第 3 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

芝 崎 委 員 1 1 番、芝崎です。

議 長 1 1 番、芝崎委員。

芝 崎 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います、質疑のある方ございませんか。

西(謙)委員 1 8 番。

議 長 1 8 番、西委員。

西(謙)委員 駐車場にするという事ですけど、舗装する予定とかは聞いてないですか。

議 長 事務局。

事 務 局 舗装するような整備計画は出てきていません。

西(謙)委員 土が硬くなった場合、雨水が地面に浸透しないようになると排水はどのようになるのでしょうか。

芝 崎 委 員 はい。

議 長 現地調査の補足説明をお願いします。

芝 崎 委 員 駐車場にしたとしても、町道と同じレベルの高さで、側に里道もありますので、雨水の排水で隣接地に影響が及ぶ事は考えにくいです。

西(謙)委員 はい、分かりました。

議 長 他にございませんか。ないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により、本案は原案どおり承認可決されました。次にまいります。議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

芝 崎 委 員 11番、芝崎です。

議 長 11番、芝崎委員。

芝 崎 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。ございませんか。

坂田委員 8番。

議 長 8番、坂田委員。

坂田委員 公衆用道路というと所有権は購入した人になるのか、それとも町道等になるのか。課税の対象もどうなるのか、他でも参考になるので聞かせて下さい。

議 長 事務局。

事務局 はい。公衆用道路に登記地目は変わっても、個人の名義のままになります。今回は奥に畑がある方も自由に通行できるようになりますので、多くの方が利用する公衆用道路としました。公衆用ではなく個人だけが利用する場合は私道になります。

坂田委員 課税対象は個人で、利用は大勢という事ですか。

事務局 公衆用道路は非課税だそうです。

坂田委員 非課税ですか、分かりました。

議 長 他にございませんか。ないようですので質疑を打ち切ります。お諮りします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。以上をもちまして、本日より予定されていた議案は全て終了しました。

その他について、事務局からは無いようです。皆さんから何かありませんか。ないようですので、本日の定例会は閉会いたします。ありがとうございました。引き続き、この場で学習会を行います。

13時55分、定例会終了。